

入 札 説 明 書

令和 7 年 11 月 27 日に公告した下記業務に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

1 件名

リーフレット多言語化業務委託（道路建設課）

2 契約期間

契約締結日 から 令和 8 年 3 月 19 日まで

3 概要

既存の『那覇めぐり-ゆくいどころ歴史散歩道-』リーフレット（日本語版）のデータを編集および加工し、英語版、中国語（簡体字）版、韓国語版のリーフレットのデータを作成する。

4 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、それらの資格等を有していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
- (5) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（4）に該当するものを除く。）
- (6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
 - ① 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例 1 号。以下『暴排条例』という。）第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - ② 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
 - ③ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱第 6 条に基づく「令和 6・7 年度物品購入等入札参加資格者名簿」に第 1 希望業種が普通印刷として登録されている者であること。

- (8) 「令和6・7年度物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されている地区が市内、準市内、であること。

5 一般競争入札参加申込書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加申込書（以下、「入札参加申込書」という。）及び誓約書を期日までに持参又は郵送により提出しなければならない。

なお、提出期間に一般競争入札参加申込書（別紙2）を提出しない者は、本競争に参加することができない。

- (1) 提出期間：令和7年11月28日(金)9時から令和7年12月4日(木)17時まで（必着）
(2) 提出方法：道路建設課（那覇市役所本庁舎7階）まで持参又は郵送すること。
(3) 審査結果：令和7年12月9日(火)までに文書にて通知する。

6 入札方法等

(1) 入札

- ① 入札参加者は、入札書（別紙5）に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出すること。なお、押印は印鑑登録届出印を使用すること。
② 入札書は持参により提出すること。
③ 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、委任状（別紙6）を持参し、当該入札の執行前に提出すること。
④ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 注意事項

- ① 入札者は、自己の印鑑を持参すること。
② 入札書は、封書にして提出すること。
③ 代理人が入札を行う場合で委任状（別紙6）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
④ 代理人が入札を行う場合で委任状（別紙6）に代表者の登録印の押印がある場合は、入札書（別紙5）への登録印の押印は不要とすることができる。
⑤ 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(3) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
② 入札書が所定の日時に提出されない入札

- ③ 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
 - ④ 虚偽の記載がされた入札
 - ⑤ 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
 - ⑥ 入札書の表記金額を訂正した入札や、「¥」又は「金」の記載がない入札
 - ⑦ 入札書に記名押印を欠いた入札
 - ⑧ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
 - ⑨ 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
 - ⑩ 入札参加申込に届出した住所、商号若しくは代表者名又は届出印と異なる内容が記載又は押印された入札
 - ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は 1 回までとし、立ち会わない場合は再度入札の資格はないものとする。

7 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が 2 者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
この場合、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

8 その他

- (1) 入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）を遵守すること。
- (3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。なお、延期後の日時は道路建設課ホームページに掲載する。
- (4) 入札参加申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出され入札参加申込書は、入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出された入札参加申込書は返却しない。
- (7) 提出期限以降における入札参加申込書の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 入札参加申込書の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、入札参加資格無しとなり、入札に参加することはできない。
- (9) 当該入札及び契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名 称 那覇市都市みらい部道路建設課 企画グループ
所在地 〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号（7 階）
 電話番号 098-951-3221 FAX 番号 098-951-3238